

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成30年12月20日京都市条例第30号）（行財政局人事部給与課）

諸般の状況により，市会議員の期末手当の支給割合の限度を次のとおり改定することとしました。

区	分	改 正 前	改 正 後
平成30年度	12月支給分	100分の172.5	100分の177.5
平成31年度以後	6月支給分	100分の157.5	100分の167.5
	12月支給分	100分の172.5	

上記の改正については，平成30年12月に支給する期末手当から実施することとしました。

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年12月20日

京都市長 門川大作

京都市条例第30号

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる」を「100分の167.5以内の」に改め，同項各号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は，平成30年12月の支給に係る期末手当から適用する。

(期末手当の額の特例)

3 平成30年12月の支給に係る期末手当の額に関する改正後の条例第6条第2項の規定の適用については，同項中「100分の167.5」とあるのは，「100分の177.5」とする。

(期末手当の内払)

4 改正後の条例の規定を適用する場合においては，この条例による改正前の京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は，改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(行財政局人事部給与課)